

令和2年4月17日

児童センター利用者 各位

旭川市長 西川 将人

旭川市児童館指定管理者

ワーカーズコープ指定管理者グループ

## 児童センター臨時休館のお知らせ

日頃より、児童センターをご利用くださり厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月16日に国から、法令に基づく「緊急事態宣言」が全都道府県に発令され、また北海道知事からも緊急事態宣言を受けた外出自粛等の要請があったところです。北海道内において感染者が増加傾向にある状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた更なる取組が必要となっております。

本市としましても、引き続き集団による感染拡大防止を図り、子どもたちをはじめ利用者の皆様の健康を守るため徹底した対策を講じる必要があると判断し、この度、市内の全児童センターを次の期間臨時休館することといたしました。

利用者の皆様におかれましては、皆様の健康と安全を第一に考え取り組むこの度の措置に対し、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【臨時休館期間】

令和2年4月20日(月)から令和2年5月6日(水・祝)まで

- ※ 上記期間中は、夜間についても使用中止といたします。
- ※ 令和2年6月分に係る夜間使用の申請受付につきましては、臨時休館期間が解消されましたら改めて御案内いたします。
- ※ 今後の社会情勢等によっては、休館期間を延長する可能性がございます。

(問合せ先)

旭川市 子育て支援部 子育て支援課 青少年係

電話0166-25-9847 (平日午前8時45分から午後5時15分まで)